

令和6年7月12日

村内農家 各位

西目屋村産業課

簡易電気柵設置講習会の開催について

村では、有害鳥獣による農作物被害の防除を目的として、農家の皆様が簡易電気柵等を設置する費用に対して支援を行っているところです。

この度、簡易電気柵の取扱メーカーご協力の下、以下のとおり講習会を開催しますので、設置をご検討の方や、取り扱い方法や修繕方法などをお聞きになりたい方は積極的にご参加くださるようお願いいたします。

記

◎講習会について

- 1 日 時 令和6年7月30日（火）午後2時00分から
- 2 場 所 西目屋村大字田代字稲元4-1 齊藤晃さん樹園地（桃）
- 3 講習内容 ①簡易電気柵の商品説明や設置手順などについて
②質疑応答
- 4 講 師 ファームエイジ株式会社（北海道） 豊田 氏
- 5 参加申込 参加者の人数を把握したいため、7月25日（木）までに役場産業課産業係（TEL85-2801）までお申し込みください。

（参考：西目屋村鳥獣被害対策支援事業費補助金について）

■補助対象者

村内に住所を有する農業者

■補助内容

補助対象	補助金額	申請期間	申請書に添付するもの
・簡易電気柵の設置 ・電気部品の更新 ・箱わな、追払い機、忌避剤及びその他の鳥獣被害対策用資機材に要する経費	費用の1/2以内、 1農業者あたり 上限30万円 ※千円未満は切捨	随時	・簡易電気柵については、設置予定地の位置図及び写真 ・電気部品の更新については、更新予定の電気部品の写真 ・箱わなについては、わな猟免許の写し ・追払い機、忌避剤及びその他の鳥獣害対策用資機材については、効果を実証する書類 ・見積書又は補助金対象経費の算出基礎となる資料

■問合せ先

役場産業課産業係（電話85-2801）